

第4章

基本目標1

安心して暮らせるまちづくり

～困ったときは、誰もが助け合える地域に～

取り組み課題

1. 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり【推進項目】
2. 快適な生活環境づくり
3. 地域での防犯・安全対策
4. 障壁のないまちづくり
5. 健康づくりの推進
6. 地域医療の充実
7. 相談支援・情報提供の充実
8. 地域包括ケアシステムの構築
9. 生活を守る権利擁護の普及
10. 生活困窮者の自立支援
11. 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上



【東漸寺】

1481年に建てられた寺で、春には樹齢300年のしだれ桜がきれいに咲きます。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題【推進項目】

1. 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり

現状と課題

- 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの一環として、災害時に「自力で避難できない方」（要支援者）を地域で支援する避難支援体制の整備に取り組んでいます。
- 平成 23 年 3 月 11 日、マグニチュード 9.0 の巨大な地震による東日本大震災が発生し、大規模地震と津波により、多くの要支援者が犠牲になりました。また、近年、台風・豪雨など、予知しえない水害も多く発生し、そのような突然の災害によって、要支援者は、より厳しい状況に置かれがちです。
- 誰もが安全で安心して松戸で暮らせるよう日頃から地域の助け合いを促進し、災害時、少しでも被害を減らせるよう地域で要支援者の情報を共有することが課題になっています。そのために、誰もが、まず、自分の命を自分で守る「自助」という視点を持って、要支援者自身もその家族などとともに、日頃から災害に備えることが大切です。
- 要支援の方も避難経路の確認や非常時の持出品の準備や家屋の耐震改修、家具の固定などといった身の回りの安全対策を行うとともに、近所の人とあいさつや声かけなど地域活動に出来る限り参加して、地域の人に知ってもらうことも大変重要な防災対策です。
- 福祉避難所*の開設にあたって、市はマニュアルを作成し、総合防災訓練で設営訓練などを行っています。また、市内の県立特別支援学校、特別養護老人ホームと福祉避難所の協定を締結し、開設運営方法についての協議も行っています。
- 災害時の情報伝達方法として、防災行政用無線、広報車、安全安心メール、登録制メールなどがありますが、いざという時に公的な情報伝達だけでなく、地域住民による情報伝達も重要です。公的な情報伝達手段の拡充とともに、避難行動要支援者名簿を活用した地域住民による情報伝達体制の構築が必要です。

福祉避難所：災害発生時に高齢者・障害者など特別な配慮を必要とする人を受入れる避難所のことです。

施策の方向性

○防災対策の推進

- 今後の発生が予測される東京湾北部地震を想定し、また東日本大震災以降の新しい知見も取り入れ、平成26年度に「松戸市地域防災計画」の修正を行いました。今後も市民が安心して生活できる災害に強い安全で安心できるまちづくりに向けて防災対策に取り組んでいきます。

○自主防災組織^{*}単位での知識・情報提供等の取り組みによる防災意識の向上

- パートナー講座や防災講演会の開催など、一人でも多くの市民が防災知識を身に付け、防災意識が向上するよう取り組んでいきます。

○実践的な防災訓練の実施

- 市が主催する総合防災訓練で、避難所運営訓練やトリアージ^{*}訓練を行うなど、より実践的な訓練となるよう取り組んでいきます。
- 自主防災組織の訓練や行事などは、若い方から高齢の方まで、幅広い年齢の方々の参加が重要ですので、参加促進を図っていきます。

○自主防災組織の結成の促進、充実強化

- 本市の自主防災組織は、平成29年1月1日現在で、301団体結成されています。
- 自主防災組織未結成の町会・自治会へ結成を促すとともに、自主防災組織が防災資器材を購入する際の費用を補助します。

○避難行動要支援者名簿の活用の促進

- 本市では、災害時の支援として、「松戸市避難行動要支援者支援基本方針」に基づき、要介護認定3・4・5の方、身体障害者手帳^{*}1・2級、療育手帳^{*}A以上、精神障害者保健福祉手帳^{*}1級の方、65歳以上で1人暮らしの方などのうち、避難行動要支援者として登録を希望する方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成しました。
- 地域で、支援する方と支援が必要な方のマッチングが行われ、平時の避難訓練、見守りに活用されるよう働きかけます。



(地域福祉サロン ～困ったときはお互いさま～)

トリアージ：災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けられるよう、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいいます。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉です。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○家具の転倒防止を行う ○あいさつや声かけを行い、地域活動に参加・協力する ○住宅の耐震診断を受ける ○防災知識を身に付ける ○防災グッズを用意する ○非常用の水や食べものの準備をしておく ○避難所、避難経路を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に配慮が必要な人の把握に努める ○災害時の安否確認、避難誘導の体制づくりに努める ○自主防災組織を立ち上げる 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者避難支援体制*の充実、名簿活用の促進 ○福祉避難所の整備 ○「松戸市地域防災計画」の推進 ○防災訓練の実施 ○自主防災組織の立ち上げ、活動への支援 ○防災対策の啓発

ひなんこうどうようしえんしゃ
避難行動要支援者の方へ ～災害にそなえて地域で情報共有を進めましょう！～

ひなんこうどうようしえんしゃ
松戸市避難行動要支援者名簿登録の申請について

松戸市避難行動要支援者名簿とは？

災害が発生したときに、**高齢の方や障がいをお持ちの方（避難行動要支援者）で、一人で避難することが困難な方に、ご本人の希望に基づき、あらかじめ市の名簿に登録していただくものです。**

※登録した情報は、災害時等に地域の中で速やかに避難や安否確認等が行われるよう、市と町会・自治会など避難を支援する人の間で共有します。

支援を希望される方（高齢者・障がいのある方など）
1 登録の申請 → 市役所
2 名簿の作成
3 情報の提供 → 地域の避難支援等関係者（町会・自治会など）
4 災害時の避難支援・安否確認など

名簿登録の対象となる方は？ ※施設に入所されている方は対象となりません

- 介護認定者の方（要介護3・4・5）
- 障がいのある方（身体障害者手帳1・2級、他）
- 一人暮らしの高齢の方（65歳以上）

※また、対象となる方以外にも事情により支援が必要な方は登録が可能ですので、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

登録するには？ ▶ 下記の問い合わせ先にご連絡ください。

※ご希望の方には申請書を郵送いたしますので、必要事項を記入の上、ご返送ください。また、申請書はホームページからもダウンロードできます。

市担当課/問い合わせ先 松戸市役所 〒271-8588 松戸市根本387-5

登録申請書に関するご提出及び保管先	地域福祉課	TEL 366-3019 FAX 366-1392 メールアドレス mccomhukushi@city.matsudo.chiba.jp
防災行政全般に関する問い合わせ先	危機管理課	TEL 366-7309 FAX 368-0202 メールアドレス mckikikanri@city.matsudo.chiba.jp

～ 全ての人を柔らかく包みこむ 優しい都市 松戸市 ～

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

2. 快適な生活環境づくり

現状と課題

- 市民が暮らす「地域」は、生活の潤いや安らぎを感じたり、生きがいを見出したりする大切な拠点であり、その居住性の充実は、地域に誇りと愛着をもたらし、住んでいるまちを大切に思うことにつながります。「松戸市環境計画」では、目指す地域の姿として「人と生き物が共存しているまち」「健康な日々を過ごすための環境が整ったまち」「地球環境にやさしいまち」を掲げています。
- 生活環境では、昭和48年に松戸市地区衛生組織連合会として設立された団体が、平成9年から、地域のより快適な環境づくりを目指し、名称を松戸市地区環境美化組織連合会に変更し、加入する町会・自治会の環境美化活動事業を支援・推進しています。事業内容としましては、清掃器具共同購入事業、環境美化啓発用看板作製・配布事業、広報誌発行事業などを実施しています。
- 家庭ごみの収集では、「家庭ごみ訪問収集事業」としてごみ出しの困難な世帯への戸別収集も実施されています。
- 住環境は、高齢者の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、障害のある人のグループホームなど多様な施設の整備が進み、地域で暮らす環境が拡充されてきています。こうした住宅には、障害者や高齢者と健常者とが分け隔てなく最初から、だれにでもやさしいアクセシビリティ^{*}や使いやすさに配慮した浴室やトイレの設置がされつつありますが、今後も充実が求められています。(ユニバーサルデザイン^{*})
- 住人の高齢化により、ライフスタイルの変化にミスマッチが生じ、住まい（特に借家）に対して段差の解消、手すりの取り付けなど高齢者対応が不足していることや所有者等が死亡したり、経済的な事情等から家の管理を十分に行うことができないために空家が生じることで、住環境への悪影響が懸念されています。高齢者の住まいは、持ち家が主体であるものの借家も多く占めており、低所得者、被災者、障害者など住宅の確保に配慮の必要な方が増加しています。これらの住宅要配慮者の増加に対応するため、住宅に関するセーフティネット機能も重要です。

.....
^{*}アクセシビリティ：年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。
^{*}ユニバーサルデザイン：あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすることです。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想です。さまざまな商品やサービス、ファッション、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用するものです。

- 私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれるペットの存在ですが、近年、近隣住民からの相談の対象になるケースも見受けられます。マナー向上や飼い主のいない猫を減らしていくことが課題となっています。
- 市民の身近な自然環境では、文化交流拠点でもある21世紀の森と広場、健康遊具も備えた公園や日本の音風景100選の矢切の渡しのある江戸川の水辺に設置された水辺の健康エコロードなど市民が自らの健康づくりにも役立てることのできる公園や水辺空間などが整備されてきました。今後も心身のリフレッシュや健康増進等のために、子どもから高齢者まで幅広い世代が自然環境を身近に感じられる取り組みが必要です。

施策の方向性

○まちの美化活動への市民参加の促進

- 緑の愛護団体の皆さんが道路、河川、公園等の公共用地を利用して、緑化活動を実施しています。
- 春と秋の「市民ぐるみでクリーンデー」に多くの市民が参加して、まちの美化に努めています。
- 次の世代を担う子どもたちが、環境問題に興味を持ち、活動していくことは、快適なまちづくりの第一歩となるものです。市では、環境関連の学習として学校内で実施できる「環境学習出前講座」を紹介しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみを減らす ○ごみの分別の徹底 ○飼い主のマナー向上 ○地域猫活動*に協力する ○ごみを持ちかえる ○マイバッグを活用する ○家屋の省エネ化等 ○エコドライブの推進 ○省エネ家電への買い替え 	<ul style="list-style-type: none"> ○花壇づくりなどの緑化活動 ○里やま活動への参加 ○公園の清掃 ○ごみ集積所をきれいに保つ ○クリーンデー等に参加する ○気候変動の影響への対応策 ○クリーンエネルギー車、カーシェアリング*の普及 ○事業所は温室効果ガス削減に取り組む ○地域猫活動を理解し、取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市緑の基本計画」の推進 ○3R（ごみの発生抑制・再利用・再生利用）の推進 ○「ごみ処理基本計画」の推進 ○「松戸市地球温暖化対策実行計画」の推進 ○地域猫活動の啓発・支援をする

地域猫活動：地域住民が主体となり、飼い主のいない猫を適切に管理し、猫の数と被害を減らすことで、住みよい地域を作ることが目的です。活動内容は、不妊去勢手術を行い、えさを与え（時間を決めて行い、すぐに片付ける）、排泄物の管理と周辺の清掃を行います。

カーシェアリング：1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態で、相乗りとは異なり、複数の会員が時間を変えて1台の自動車を利用するものです。

取り組み課題

3. 地域での防犯・安全対策

現状と課題

- 地域の安全を守るためには、「地域の安全は地域住民が守る」という意識を市民一人ひとりが持ち、まず地域の中でできることから始めることが重要です。同時に、市民と事業所及び市、警察が連携して、防犯活動を行う必要があります。また、そのような活動は、地域の人と人とのつながりに支えられ、活動を通して地域のまとまりや新たなつながりを生み出します。
- 本市の刑法犯罪認知件数（警察が発生を認知した件数）は平成 11 年から 14 年まで 13,000 件台と高い水準にありましたが、その後、減少し続け、平成 23 年には 6,224 件となりました。平成 24 年には若干の増加が認められたものの、その後は更に減少を続け、平成 27 年には 4,792 件となりましたが、平成 28 年は 5,107 件と増加傾向にあります。犯罪の種類としては、自転車などの乗物の盗難、ひったくり、空き巣などの窃盗犯が全体の約 8 割を占めており、高齢者が被害者となりやすい電話 de 詐欺等を含め、今後も犯罪の被害を未然に防ぐための取り組みが求められています。
- 本市では、平成 19 年 4 月に「松戸市セーフティーネットワーク」から「松戸市警防ネットワーク」に改組し、地域の犯罪を抑制するため防犯体制をより強化しています。また、子どもたちが不審者などにあった時に逃げ込める「こども 110 番の家」のプレート設置協力者は 2,399 件（平成 29 年 3 月末現在）あり、子どもたちが安心して暮らせるためには地域の方の協力が不可欠です。平成 29 年 3 月に本市児童の命が奪われる大変痛ましい事件が発生したことに伴い、これまでの取り組みとともに、事件の再発防止のため更なる取り組みの強化を進めています。犯罪の防止だけでなく、交通事故の防止については「松戸市交通安全計画^{*}」のなかで、交通弱者（高齢者、子ども等）の関係する交通事故が増加傾向にあることを重視すべき視点としています。
- 国全体では犯罪件数が減少傾向にあるものの一度罪を犯してしまった人の再犯率が一貫して上昇していることから、平成 28 年 12 月に「再発の防止等の推進に関する法律」が施行され、国とともに地方自治体が更生保護の観点から、再犯防止等に関する施策を講じる責務が求められています。

松戸市交通安全計画：交通安全対策基本法第 26 条の定めるところにより、千葉県交通安全計画に基づき策定しています。市内における交通社会を構成する様々な関係を考慮しつつ、適切かつ効果的な方針について総合的に検討し策定したものです。

施策の方向性

○市民、事業者及び市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施する

- 日常生活における身近な犯罪は、各自が防犯の意識をしっかりと持つと同時に、市民、事業者、市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施する必要があります。
- 高齢者の安全確保のため、各地域の活動を活発化させ、効果的な活動を行うよう努めていきます。

○犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進する

- 国、県などの動向を見据えながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰支援策の検討を行い、松戸地区保護司会とともに関係団体や機関と犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進していきます。



(平成28年度 社会を明るくする運動「講演会とコンサート」)

○子どもたちが安心して暮らせるための取り組みの推進

- 「こども110番の家」や地域やPTAなどの学校関係者による登下校中の見守り活動を継続するとともに、不審者情報等を迅速に市民に伝えるため、携帯電話等を活用した市民への情報提供についても継続します。

○安全で快適なまちづくり条例に基づき、公共の場所でのポイ捨て、落書き、客引きなどを禁止

- 犯罪や迷惑行為が起こらない住みやすいまちをめざして、「松戸市安全で快適なまちづくり条例」に基づき、公共の場所でのポイ捨て、落書き、客引きなどを禁止するとともに、重点推進地区内で過料徴収を行っていきます。

○交通安全対策の推進

- 交通事故が市民の身近な地域で発生していることから、地域のコミュニティを活用して、地域ぐるみで交通安全対策に取り組むことが重要です。
- そのため、「自分の身は自分で守る」といった、自主的に安全な行動を実践できるような交通安全教育を推進し、子どもが安全に遊べる場所の確保整備を推進していきます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○路上喫煙をしない ○振り込め詐欺や悪質な訪問販売に注意する ○犯罪に巻き込まれない知識を子どもに伝える ○声かけをする ○ひったくり防止の自転車かごカバーを活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯組織を立ち上げる ○防犯灯を設置する ○登下校時の見守り、誘導 ○防犯ボランティア活動の実施 ○「こども110番の家」のプレートを設置する ○再犯防止に向けた啓発活動等に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ○松戸市安全で快適なまちづくり条例の推進 ○「松戸市交通安全計画」の推進 ○防犯灯の設置を支援する ○携帯電話等を活用した市民への情報提供 ○悪質商法・消費者被害等に関する情報提供 ○青色灯のパトロールカーでの防犯活動の継続 ○再犯防止に向けた啓発活動等を推進する ○ドライブレコーダーや防犯カメラの増設 ○青パトによる自主防犯パトロールで使用した燃料の補助

見守り新鮮情報

趣味の会で知り合った人に勧められて、1年前に仮想通貨への投資の説明会に行った。「仮想通貨を購入すると価値が上がる」と言われ、約90万円振り込んだ。「1年経ったら会社が買い取る」と言われていたが業者と連絡が取れない。返金してもらいたい。(60歳代 女性)

知人から誘われた仮想通貨への投資もうかるはずが...

しとこと助言

- 知人から説明会やセミナー等に誘われ、売却利益を目的に仮想通貨を購入したところ、もうかるどころか支払ったお金も戻ってこないという事態が寄せられています。
- 仮想通貨は、価格が急激に低下するなどのリスクを伴うため、得るべき確率が十分なものではありません。仕組みや取引に準ずるリスク等がよく分らない場合は決して契約しないでください。
- 仮想通貨交換業者の登録がなければ、国内で仮想通貨と法定通貨との交換サービスを行うことができません。
- 不安を感じたときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。(消費生活センター169)

子どもワポット情報

アダルトサイトにアクセスしたら、カメラのシャッター音が!

子どもとスマートフォンでいる大人サイトにアクセスしたら、アダルトサイトにつながる。シャッター音がして、請求画面が表示され、高額な金額を請求された。ネット上で調べたところ、「シャッター音が鳴ったら、カメラで撮影されるだけでなく、いろいろな情報が盗み取られてしまう」と書かれていたので不安になった。(保護者・小学生 女性)

子どもとスマートフォン

- アダルトサイトにアクセスすると、子どもが利用しているスマートフォンに「アダルトサイト」の履歴が残ります。また、履歴が残ることで、子どもが利用しているスマートフォンから、子どもが利用しているアダルトサイトのURLが、保護者に知られてしまう可能性があります。
- 子どもが利用しているスマートフォンから、子どもが利用しているアダルトサイトのURLが、保護者に知られてしまう可能性があります。
- 子どもが利用しているスマートフォンから、子どもが利用しているアダルトサイトのURLが、保護者に知られてしまう可能性があります。



(悪質商法・消費者被害等に関する情報提供 例)

(第66回「社会を明るくする運動」松戸地区作文コンテスト表彰式)

取り組み課題

4. 障壁のないまちづくり

現状と課題

- ベビーカーを利用中の方、妊婦、高齢者や障害のある方などが、安全で安心して外出しやすい環境を整えるためには、市内の公共施設や道路、交通機関の歩行者優先の整備、わかりやすい案内、手助けしてくれる支援者など様々な配慮が必要です。
- 建物のバリアフリー*化とともに、社会活動への参加につながる心のバリアフリー*、情報を得る機会を保障する情報のバリアフリーなど、ソフト面でも障壁を作らない、取り除いていく取り組みも大切です。障害者差別解消法の施行もあり、「合理的配慮」が明記され、障害のある人の個別の困難に気づき、支援していくよう求められています。
- 情報のバリアフリーでは、障害のある方のために、点訳や音読、手話やホームページ・Eメール・FAX送信など、必要とする人が誰でも自由に利用できる情報となることが求められます。
- 急速な高齢化が進む中、高齢者や障害のある方々や子育て世代も含めて、誰もが安心してスムーズに移動できるよう歩行空間の整備が進められていますが、放置自転車が歩道を塞いだり、IT化された（切符を買う、ATM、セルフレジなど）様々な窓口での対応の困難さなどもあり、安心して移動できる歩行空間ネットワークづくりが課題となっています。今後も、全ての地区でバリアフリー化するためには、引き続き段階的に整備を計画し、実施することが必要です。
- 市内には6本の鉄道路線と23の駅と約250のバス停があり、都内へのアクセスがよく公共交通の利便性の高いまちとなっていますが、今後、高齢化がますます進む中で、バス停留所までが遠かったり、高低差のある地形などにより、交通を不便に感じる人が増加することが予想されます。
- 公共交通機関の利用が難しい高齢者や障害者の移動をサポートする福祉有償運送*事業の利用者は、年々増加しています。

.....
バリアフリー：高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方です。

福祉有償運送：NPO法人等が、身体障害者や要介護者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行うなど、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービスです。

施策の方向性

○情報のバリアフリーの推進
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 点訳や音読、手話やホームページ・Eメール・FAX送信などの活用や誰でもわかりやすい表現での情報発信に努めます。
○認知症サポーターを増やす
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 認知症についてより正しく理解した人を増やし、認知症への偏見等のバリアを取り除くことが必要です。 ➤ 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。 ➤ 市職員は認知症サポーター養成講座を受講します。
○松戸市交通バリアフリー基本構想*に基づき、バリアのないまちづくりを推進
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 重点整備地区内の整備を中心に推進します。
○鉄道駅へのエレベーターの設置を推進
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 鉄道駅のホームから地上（改札を經由）までの段差をエレベーターまたはエスカレーターで解消し、車いす利用者などが円滑に移動できる経路を1駅に1経路以上の整備率100%を目指します。
○放置自転車については、買い物客の放置自転車が多くなる午後にも自転車の撤去を展開・啓発
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 午前中の通勤客による自転車の放置は減少してきていますが、買い物客による放置自転車が多くなる午後にも自転車の撤去を展開して啓発を行います。
○福祉有償運送事業の推進
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉有償事業の立ち上げや運営のための相談・指導を行い、事業の周知を図ります。

認知症サポーターについて

例えば、認知症の人が困っている様子が見えたら「何かお手伝いすることはありますか」と一声かけてみます。たとえ、具体的な援助はできなくても理解者であることを示すことができます。一人ひとりが違うように、対応は一様ではありません。そのことを頭に置きながら自分たちに何ができるかを考えていきましょう。

松戸市交通バリアフリー基本構想：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき一定規模の駅を対象とし、段階的かつ継続的にバリアフリー化を推進するための方針を定めるものです。「松戸地区」、「新松戸・幸谷地区」の公共交通機関と鉄道駅等の旅客施設周辺のバリアフリー化を推進し概ね完了したことから、「新八柱・八柱地区」を新たに重点整備地区に加え、平成28年度に「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想を策定しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○違法駐車・違法駐輪をしない ○電車・バスで席を譲る ○子ども・高齢者・認知症や障害のある人等について理解を深める ○声かけをする 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は駐車場・駐輪場を整備する ○事業者施設のバリアフリー化 ○道路の清掃 ○看板、商品を道路に置かない 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づく施策の推進 ○放置自転車等の撤去、啓発 ○路上障害物撤去の指導 ○誰もが利用しやすい情報発信の工夫 ○認知症サポーターを増やす

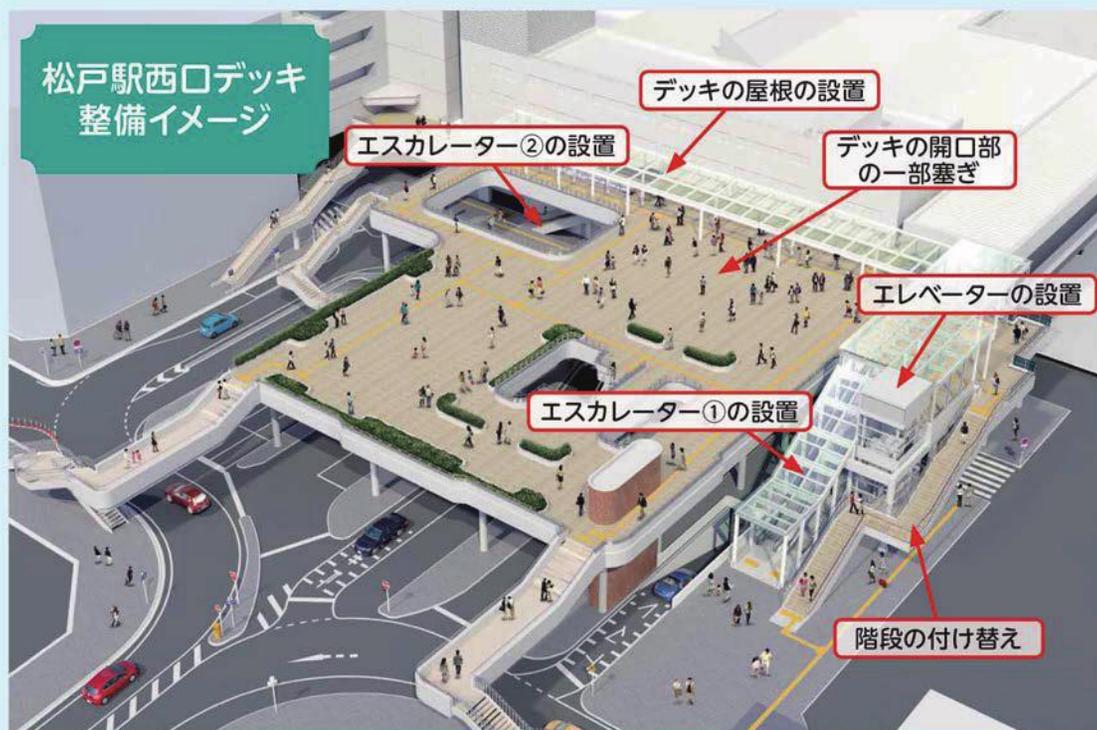
●広報まつど 2016年(平成28年)5月15日

松戸駅西口デッキの整備が始まります

問街づくり課 ☎366-7376

松戸駅西口デッキの **エレベーターの設置**・**エスカレーター①の設置**・**階段の付け替え**は、平成28年度に工事着手し、平成30年度中頃の整備完了を目指します。

また、**エスカレーター②の設置**・**デッキの屋根の設置**・**デッキの開口部の一部塞ぎ**については、JR東日本による松戸駅舎のバリアフリー整備工事と施工時期を調整し、整備を実施します。その他、タクシー乗り場やバス停、一般車両の通行形態の変更も併せて予定しています。



第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

5. 健康づくりの推進

現状と課題

- 地域で活力のある生活を送るための基盤となるのは、「健康」であり、地域福祉の推進においても大切な視点です。まず「自分の健康は自分で守る」という主体的な意識を持ち、日常生活の中で正しい生活習慣を築くことが大切です。
- 平成26年度に「松戸市健康増進計画（健康松戸21Ⅲ）^{*}」を策定し、「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い、健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を目指し、健康診査・各種検診の受診勧奨とともに、喫煙対策やロコモティブシンドロームの予防などを推進しています。
- 平成28年7月から「まつど健康マイレージ」がスタートしました。各種健(検)診や健康に関するイベントへの参加、健康に配慮した店舗等を利用することでマイル(ポイント)が貯まり、特典の抽選に参加できます。健(検)診の受診率の向上、自分自身の健康づくりのきっかけとなることを目的として、事業を推進しています。
- 現代社会においては、バランスを考えた食事をとっていない方、友人、家族と食事を楽しむ機会が少ない方など、食に関する課題を抱える人が増えています。心身の健康の増進には市民が食育への関心を高め、食に関する課題を改善する必要があるため、松戸食育まつりなどのイベントへの出展や、一日の食事の摂取量がイラストで示された「松戸版バランスガイド」などの配布を行い、普及活動を推進しています。
- こころの健康づくりは、全ての世代で周囲の人に相談したり、自分にあったストレス解消法を実践し、職場や学校だけでなく、地域の中でどのように支え合っていくかが大切な取り組みとなります。自殺の原因は、健康問題、経済問題、職場・家庭の問題などが複雑に絡み合っていますので、「身近な人への変化」に気づいたら声かけや見守りなど地域ぐるみで行うことが大切です。また、高齢期の特徴として、これまでの人生経験を生かし、地域との関わりをもち、地域で活躍することがこころの健康づくりに有効です。
- 松戸市医師会では、「地域や行動変容」「リビングウイル」「人と人とのつながり」「かかりつけ医」をキーワードとして「受けた授業の内容を大人に伝

えること」を宿題に課す形で、親世代、祖父母世代にまで波及効果を及ぼすことを考え、小中学生を対象に健康に関する出前講座「まちっこプロジェクト」を「認知症」をテーマとして開催しています。健康の意義を語り合う場が生まれるために貴重な取り組みとなっています。

- 松戸市の認知症の人数は、要支援・要介護認定者の認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられる状態）で、11,167人（平成29年4月1日現在）です。この中で、65歳以上に占める割合は9.1%となっており、65歳以上の約10人に1人が認知症という状況です。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」による認知症有病率による推計から、松戸市の認知症の人は、2万人に近い方が認知症であると推計されます。

- 平成27年度より、高齢者のみなさまが元気を維持増進していただくために、企業・法人・団体等、地域に関わるあらゆる人々が応援しようという共通認識を高め合うことを目的に「高齢者の元気応援キャンペーン」を開始いたしました。



(あつまれ！秋の健康まつり)



(松戸市食育かるた)

そ
育そつて
る
あ
じ
さ
い
ね
ぎ
が
本
土
寺
で

施策の方向性

○松戸市健康増進計画（健康松戸 21Ⅲ）の推進

- 「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念に、「健（検）診」「喫煙対策」「ロコモ予防」「栄養・食生活」「身体活動・運動」「歯・口腔の健康」など、健康づくりの要素となる 10 の分野の課題に取り組みます。
- 「健康松戸 21 応援団」を平成 28 年 3 月に創設し、市民の健康づくりを応援しています。
- 「まつど健康マイレージ」で健康づくりの「きっかけ」「定着」「継続」を推進します。

○（個人の）健康診査・各種検診の積極的な受診を推進

- 定期的に健康診査・各種検診を受け、積極的に自分の健康状態を把握し、自分の健康を自分で守る努力が必要です。特に、勤務先での受診機会がない人や自営業者などは未受診の人が比較的多いので、市が実施している健康診査・各種検診を受診するよう推進していきます。

○自殺対策の取り組みを推進

- 「松戸市健康増進計画（健康松戸 21Ⅲ）」策定にあたっての市民アンケート調査（平成 25 年 10 月）では、「健康状態」が良いという市民は約 7 割ですが、「悩みやストレス」があるという市民も約 6 割います。
- 平成 28 年 4 月の自殺対策基本法の改正により、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、今後、（仮称）松戸市自殺対策計画を策定し推進してまいります。
- 自殺の原因は、健康問題、経済問題、職場・家庭の問題などが複雑に絡み合っています。「いつもの自分と違う」と感じたり、「身近な人の変化」に気づいたら、誰かに相談したり、声かけや見守りなどを地域ぐるみで行うことが大切です。
- 「心の健康（自殺対策）」として、心の健康づくりに関する情報や知識を普及します。また、地域で見守るゲートキーパー等を育成、支援します。

○介護予防事業の推進

- 高齢になっても元気で自立した生活が送れるよう普及啓発や地域活動の支援などを行う一般介護予防事業を充実し、高齢者が自ら取り組める事業を推進するとともに、生活機能が低下してくる高齢者には早期の機能改善・回復ができる短期集中予防サービスを実施していきます。
- 生活機能を維持、改善し、要支援・要介護状態になることを防ぐために、介護予防事業を行政、民間で連携して実施します。

○認知症対策の推進

- 認知症の症状がある人は、高齢化により年々増加しており、今後もさらに増加することが見込まれます。「認知症を予防できる街・まつど」「認知症になっても安心して暮らせる街・まつど」を目指して、関係機関との連携、支援やネットワークづくりを念頭に置き、認知症の本人や支える家族が何を望み、何に困っているのかという視点に立ち、認知症対策を推進していきます。

○食育についての継続的な情報発信と、ライフステージに応じた取り組みの継続的な推進

- 本市では多岐に渡る食育関連事業を展開してきました。今後もライフステージに応じた食生活の実践を推進していきます。
- 平成 28 年に実施しました食育アンケート結果では、市民の食育に対する周知度・認知度は 9 割と高いものの、若い世代への働きかけが課題となっています。
- 食への感謝の念や理解を深め、生産者と消費者相互の交流を促進することで地域社会の活性化や地球環境にも配慮した食育を目指し、継続的な情報発信に努めます。

「松戸市健康増進計画（健康松戸 21 Ⅲ）」について



健康松戸 21

マスコットキャラクター

「けあら」

本市では、国や県の健康増進計画を受けて、平成 26 年 11 月に「健康増進計画（健康松戸 21 Ⅲ）」を策定いたしました。健康寿命の延伸・健康格差の縮小を基本目標とし「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い、健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念として取り組んでいます。計画推進のため、平成 28 年 7 月からまつど健康マイレージを開始し、健康松戸 21 応援団とともに健康づくりの普及啓発を進めています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に健康診査を受診する ○自らの健康は自ら管理する意識を持つ ○バランスのとれた食事・適度な運動と休養など望ましい生活習慣を心がける ○自分にあったストレス対処法を見つける ○たばこの害を正しく理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関と連携した医療・健康講座等の開催 ○事業者はこころの健康（自殺予防）への取り組みや受動喫煙防止に努める ○見守り、声かけをする ○地域活動を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市健康増進計画（健康松戸 21Ⅲ）」の推進、実行 ○健康診査などの受診率の向上 ○自殺対策の推進 ○介護予防及び認知症予防の事業を実施 ○食育の推進

「ゲートキーパー」について

身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。本市では自殺を防ぐため、市民の方を対象に平成 23 年度よりゲートキーパー養成講座を開催し、平成 28 年度末までに 1,500 人以上の方に受講していただいております。平成 25 年度からはパートナー講座としてもゲートキーパー養成研修を位置づけており、更に見守りの目を増やしていきます。

受動喫煙・副流煙について

たばこの煙には、喫煙者が直接吸い込む煙＝「主流煙」と火のついた先から立ち上る煙＝「副流煙」があります。たばこのフィルターを通らない「副流煙」には、喫煙者本人が吸う「主流煙」より高濃度の有害物質が含まれています。

たばこを吸わなくても周囲に喫煙者がいると副流煙を吸ってしまうことになり、これを「受動喫煙」といいます。吸わない人も、自分の意志とは関係なく、喫煙している状態になります。受動喫煙の害で年間 1 万 5 千人が死亡していると推計されています。（平成 28 年国立がんセンター発表）

松戸市では、松戸市健康増進計画において受動喫煙ゼロを目指しています。家族や友人、職場の同僚にも禁煙を勧め、受動喫煙のない安全で快適、健康なまちづくりを目指しましょう。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

6. 地域医療の充実

現状と課題

- 誰もが安心して生活するため、地域医療の充実は欠かすことができません。
- 子育て世代にとって安心して子どもを産み育てるため、小児医療の充実や体制の整備は、必要不可欠な基盤となります。夜間にお子さん（中学校 3年生まで）の具合が悪くなってしまったとき、毎日午後 6 時から午後 11 時まで診療が受けられる「夜間小児急病センター」が松戸市立総合医療センター内にあります。
- 病気や病気の回復期であるために集団保育や家庭保育が困難な子どもを専用の施設にて預かり、一人ひとりの年齢、病状、症状にあわせた上で、通常の保育内容に準じた保育を行う「病児保育・病後児保育」を行う医療機関があります。
- 市内には、東葛北部の中核的医療機関である松戸市立総合医療センターをはじめとして 18 の病院があり、一般診療所 285、歯科診療所 269 の施設があり、医療資源に恵まれています。今後、少子高齢化の進展が見込まれており、限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、地域において安心して質の高い医療サービスが受けられるように、県は、医療機関の病床機能の分化と連携の推進を図っており、市は市民への啓発活動等が必要です。
（医療機関数は平成 27 年度事業年報：松戸健康福祉センター）
- 高度な医療を担う総合病院も多く、それぞれが得意とする疾病分野を持っており、多くの症例が集積することで、全体として質の高い医療の提供につながっています。また、在宅医療についても、本市は在宅看取りの割合が国・県と比較しても多く、高い評価を得ています。
- 高齢化の進展に伴い、何らかの病気を抱えながら生活することは特別ではなく、身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる存在であるかかりつけ医等の普及・定着が求められます。

施策の方向性

○在宅医療と介護の連携強化

- 高齢者の安心を支えるためには、医療は欠かすことのできないものであり、さらに住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムを構築するためには、在宅医療と介護の連携は必要不可欠となります。
在宅医療と介護を担う専門職や関係者が互いの役割を理解し、多職種連携が図ることができるよう、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、介護関連団体等と協議を重ね、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

○在宅医療の推進

- 国では、平成23年度より多職種協働による在宅医療を担う人材の育成が行われており、千葉県においても平成24年度より地域での在宅医療を担う地域リーダーの養成研修が開始されました。本市では、松戸市医師会と市が連携して東京大学によるモデルの多職種連携研修会を開催しました。
- 多種多様化する医療ニーズに対応するためには、医療機関の相互の連携を強化していくとともに、従事する多職種がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていくことが求められます。

○夜間急病救急医療の充実

- 松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会の協力のもと、休日在宅当番医、夜間小児急病センター、休日土曜日夜間歯科診療所、市内病院群の輪番制当番病院と松戸市立総合医療センターの連携により「松戸市夜間急病救急医療」を運営するなど、急病の時には、休日や夜間であっても市民が安心して医療を受けられる体制づくりに努めています。
- 小児科を専門とした夜間小児急病診療所とし、松戸市立総合医療センター敷地内に診療時間や医療スタッフ等診療体制を充実させた「松戸市夜間小児急病センター」を開設し、小児医療対策に取り組んできました。今後も松戸市医師会、松戸市立総合医療センター、松戸市薬剤師会等との連携を図りながら運営していきます。

○かかりつけ医を持つことを推進

- 市民は、症状に応じた適切な医療が受けられるように、日頃から「かかりつけ医」を持ち、住み慣れた地域で生涯を過ごせるように今後も地域医療の充実が求められます。
- 本市では、「まつど医療機関マップ」を作成し、医療資源の情報を提供します。また、ホームページで掲載し広く情報提供します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医・かかりつけ薬剤師を持つ ○日頃から、休日・夜間等の医療体制を知っておく ○在宅医療・介護保険制度の基礎知識を知っておく 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養を支援する診療所など多職種との連携を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○まつど医療機関マップなど医療サービスの情報の提供 ○松戸市在宅医療・介護事業者情報検索システムにて介護サービス事業者や訪問可能な医療機関等の情報の提供



(健康医療都市まつど HP)

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

7. 相談支援・情報提供の充実

現状と課題

- 厚生労働省は、平成27年9月に公表した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、全世代・全対象型地域包括支援を実現するために、対象者やその世帯について、分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討していくとし、平成28年10月に「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村の地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。
- 本市においても地域での課題が多様化しており、支援を求める方の中には、介護と子育てに同時に直面する、いわゆる「ダブルケア^{*}」のような複合的な課題を抱える事案もあり、いつでも気軽に困り事の相談をしたり、必要なサービスの情報提供が受けられる環境を整えていくことが課題となっています。また、相談したい内容に応じてどこに相談すればいいかを地域住民や支援者に周知していくことが重要です。
- 15地区の特性を活かし、複合的な生活課題を抱える人の支援に相談機関が連携、協力し、専門的な観点から総合的にサポートすることが重要です。
- 社会的な孤立は、高齢者に限らず、若者や中高年などにも拡大しています。それらを地域の支え合いに結びつけることは大変難しいですが、まず、支援が必要な人がいることを理解し、専門的な相談支援に結びつけることがセーフティネット機能の強化につながります。
- 社会参加が長期的に困難となるひきこもり状態にある方を支援するためには、千葉県ひきこもり地域支援センターによる電話相談や松戸自立相談センターによる生活全般にわたる困りごとの総合相談などがあり、当事者や家族だけが悩まずに相談ができるよう窓口の周知も重要です。



(民生委員児童委員による情報提供)

^{*}ダブルケア：晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う状況のこと

- 情報提供する場合は、各種情報を集約し、広報やホームページをはじめ、SNS等(フェイスブック、ツイッターなど)の伝達手段を活用し、スピーディーかつわかりやすく広く伝達できることが必要です。また、相談支援体制の充実・強化のために、各関係機関との連携が不可欠です。

福祉なんでも相談

松戸市社会福祉協議会では、市内4ヶ所で「福祉なんでも相談」を開催しています。自分のこと、親元のこと、高齢者のトラブルなど、福祉に関する悩みことはなんでもご相談下さい。お話を聞いた後、適切な専門機関をご紹介します。

例えば…次のような相談が寄せられています！

- 「いずれば老人ホームに入りたいんだけど、どうすればいいんだろう？」
- 「お母さんの介護で疲れてしまった。誰か話を聞いてくれないかな。」
- 「詐欺にあっただけで、どこで相談すればいいんだろう？」

会場および日程等

会場	曜日	問い合わせ	時間
松戸市社会福祉協議会相談室	第1金曜日 毎週水曜日	(368) 0912	午前1000 ～ 午後300
八重支所	第1火曜日		
小倉市民センター	第1木曜日		
市役所相談コーナー (本館2階)	第4金曜日		

電話相談専用ダイヤル
第1金曜日・毎週水曜日 ☎ (368) 1333

- 各分野の情報や資源を横断的に把握しコーディネートする人材育成も課題となっているため、千葉県社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー*の研修などに参加し、その視点をもった人材を計画的に増やしていくことが重要です。

- 子育てに関する相談では、妊娠・出産から子育て期にわたる様々な疑問や不安などを相談できる親子すこやかセンター（中央・小金・常盤平保健福祉センター内）を平成28年度に開設し、支援の充実を図っています。また、市内23か所のおやこDE広場・子育て支援センター*には子育てコーディネーターを配置し、子育てに関する様々な相談を受けたり、市の子育て支援情報の提供を行ったりしています。情報発信については、市のホームページでの子育て情報サイト「まつどDE子育て」の開設や、子育てガイドブックの発行を通じて、育児の情報提供を積極的に行っています。

- 障害のある人が地域の中で自立した生活を送れるよう、総合相談機関である「基幹相談支援センターCOCO*」や「ふれあい相談室」を設置し、電話や来所での相談だけでなく、職員が自宅等に訪問しての相談も受け付けています。また、身体・知的・精神の障害特性ごとに対応する相談窓口として「ハートオン相談室」も設置し、より身近で専門的なきめ細かい相談ができるよう体制を整えています。

- 誰もが自分らしく、安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、お互いの存在を認め合い、かけがえのない平等な存在として尊重しあう必要があります。日常生活の中で、基本的人権が侵されないよう人権擁護委員が、行政経営課相談コーナーや千葉地方法務局松戸支局などで人権問題の相談を受け付けています。

コミュニティソーシャルワーカー：個人の自立生活支援を丁寧に向いながら、生活基盤の整備に向けた地域資源の開拓や創設、社会関係の調整と改善に向けた啓発・教育活動、福祉計画づくり、福祉サービス利用者や広範な市民の組織化、地域における総合的なサポートシステムの構築などを主な柱とした、個別支援と地域支援をつなぐ専門職です。

おやこDE広場・子育て支援センター：地域子育て支援拠点事業。概ね0～3歳児とその保護者を対象に、親子の交流促進等を目的として、無料開放している施設です。

基幹相談支援センターCOCO：平成24年4月施行の障害者自立支援法の改正により位置づけられた相談機関です。地域における相談支援の拠点として、障害のある人やその家族から総合的な相談（身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応）のほか、地域における相談支援体制の充実の取り組み、権利擁護、虐待防止などの業務を行います。

- 平成 16 年 10 月に千葉県が設置した「中核地域生活支援センター^{*}」では、子ども、障害者、高齢者など対象者にとらわれず、24 時間、365 日体制で福祉に関する総合相談等を行い、地域で重要な役割を担っています。
- 女性であることにより、生きづらさを感じる一方、男性も悩みを抱え相談できずにいる現状があります。女性は家事・育児、男性は仕事、と固定的性別役割分担意識が男性を仕事に追い込み、パートナーである女性や家族の状況を悪化させることがあります。女性センターでは、女性・男性の悩みを相談する「ゆうまつどころの相談」を実施しています。

施策の方向性

○地域包括ケアシステムづくりの推進

- 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域包括ケアの中心的な役割を担っています。地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士^{*}、主任介護支援専門員が配置されており、それぞれ保健、医療、福祉や介護の専門性を生かして協働し、高齢者の総合相談窓口として、介護、介護予防、総合相談支援、権利擁護事業など高齢者の生活に関わる様々な相談に対応しています。
- 業務改善を行うとともに、日常生活圏域^{*}に準じて平成 29 年 4 月に 11 ケ所から 15 カ所に増設の地域包括支援センターによる支援体制の更なる強化を図ります。

○地域住民に分かりやすい必要な情報を身近な相談窓口で提供

- 千葉県が設置した中核地域生活支援センターは、すべての市民を対象とした 24 時間体制の相談窓口業務を行っています。
- 子ども、障害のある人、高齢者の身近な相談窓口として地域住民に周知し、それぞれの機関がお互いの役割を理解し、連携が図れるよう努めます。

○子育てに関する相談支援・情報提供の充実

- 市内 3 か所の親子すこやかセンターでは、保健師、助産師、社会福祉士が、妊産婦等からの様々な相談に応じます。
- おやこ DE 広場、子育て支援センターでは、市が養成した子育てコーディネーターが、子育て支援に関するサービスの紹介や相談の窓口となります。
- 子育て情報サイト「まつど DE 子育て」や「子育てガイドブック」を通じて、育児の情報提供を積極的に行います。

○基幹相談支援センターの設置

- 地域における相談支援の拠点として、障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携強化しながら支援を行います。

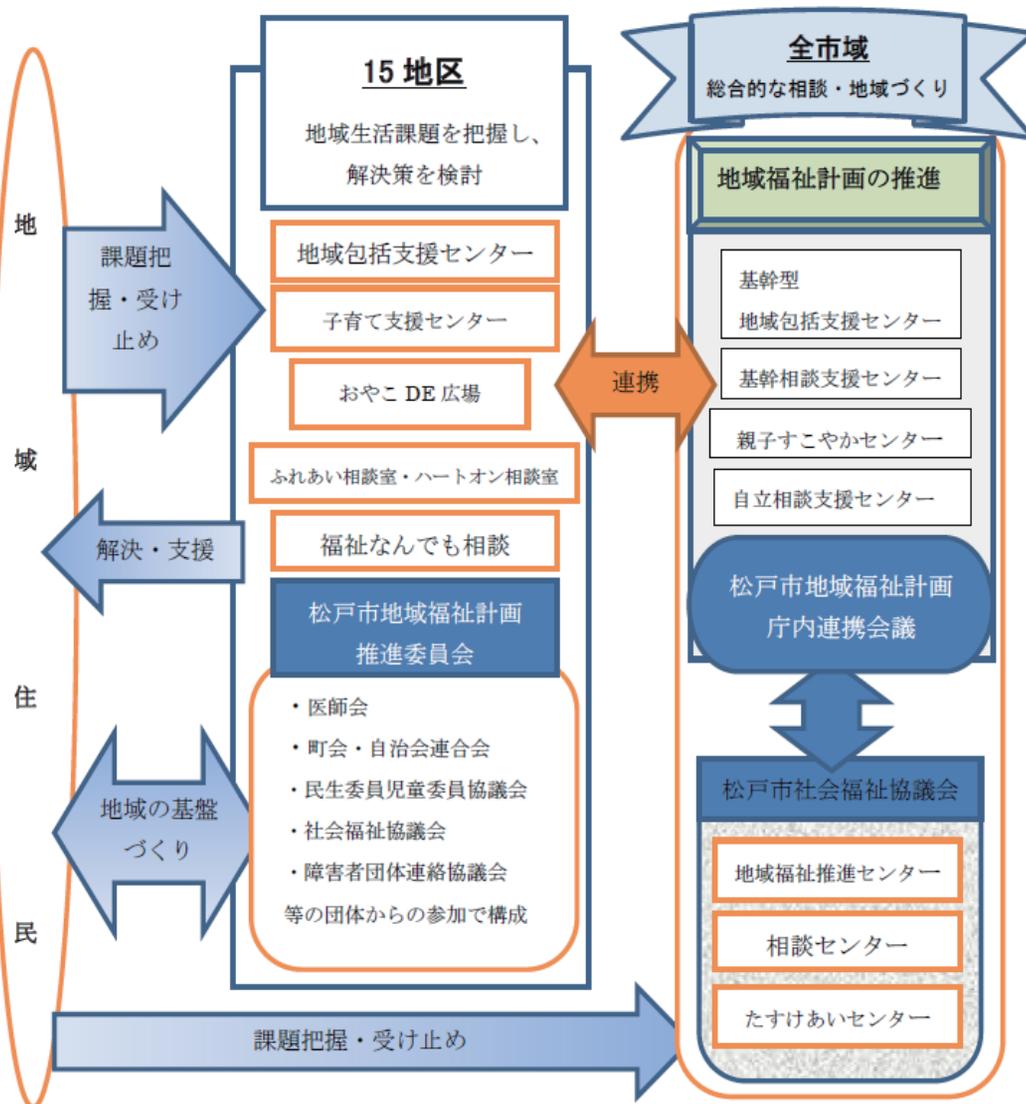
中核地域生活支援センター：千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談窓口が分かれていた障害のある人、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの問題などの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたります。

社会福祉士：社会福祉に関する専門的な知識と技術を持ち、身体上、精神上の障害、または環境上の理由によって日常生活を営むのに支障がある人を対象に、各種相談に応じ、助言や指導、援助を行う専門職です。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときは、1人で悩まずに深刻化する前に気軽に相談する ○相談窓口に関する情報を収集する 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は地域への広報活動を行い、相談事業所の周知を図る ○松戸市社会福祉協議会「福祉なんでも相談」の開設を周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口に関する情報の周知を効果的に行う ○相談者のニーズに合った窓口を紹介し、つなぐ ○相談者の人材育成を図り、ソーシャルワーク機能を充実する

複合的な生活課題に対応する総合相談体制（イメージ）



第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

8. 地域包括ケアシステムの構築

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送れるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現し、高齢者がいつまでも元気に暮らすことができるまちづくりを推進しています。
- 一方、高齢化の進展により、独居高齢者の急増もあり、孤独死^{*}など公的なサービスだけで解決の難しい課題にも直面しています。こうした課題を解決するためには、医療と介護の連携が必要不可欠です。そこで、医療と介護の連携を推進し、生活の支援体制の充実を図るため、市は平成28年度から松戸市医師会に委託し、市内15の日常生活圏域ごとに地域サポート医を配置し、地域包括支援センターやケアマネジャーを対象に、介護の専門職が抱える困難事例等に対して医療的、医学的見地から助言（相談支援）を行うとともに、必要に応じてアウトリーチ（訪問支援）を実施しています。また、高齢者の増加に伴う介護人材不足を解消するためにも、様々な主体による多様なサービス・支援を充実し、地域と共に考える生活支援体制の整備に取り組んでいます。
- 地域の身近な相談窓口である「高齢者いきいき安心センター」（地域包括支援センター^{*}）は、平成29年4月から、日常生活圏域（地域福祉推進地区）ごとに設置し、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が権利擁護、介護予防ケアマネジメント、介護・医療・福祉に関する総合相談などを行い、地域ケア会議や認知症サポーター養成講座の開催、松戸市あんしん一声運動、介護者のつどいの運営、高齢者支援連絡会等と連携を行い、高齢者の日常生活支援を担っています。
- 併せて、市役所本庁内に直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、各圏域を担当する地域包括支援センターの総合調整や後方支援を実施し、高齢者施策全般や他の関連施策と密接に連携していきます。
- 高齢になっても健康で生きがい、役割を持って、暮らすことができるよう従来の機能回復訓練中心の介護予防ではなく、地域の中に生きがい、役割を持って生活できるよう居場所や出番をつくるなど活動的な状態をバランス良く維持するために社会参加を促す生活支援・介護予防を拡充していきます。特に地域の実情に応じた都市型介護予防モデルを開発するため、協

定を締結した千葉大学予防医学センターとの共同研究を推進し、自立期間の延伸を目指します。

- 認知症についても、平成 27 年度より「認知症初期集中支援チーム」を設置するほか、認知症の早期発見と予防、介護者支援について松戸市医師会、「認知症の人と家族の会」等の関係機関・団体、行政等が連携して、認知症施策に取り組んでいます。
- 市社協のたすけあいセンターでは、松戸市からの業務委託により、認知症の方を支援するオレンジ協力員（認知症サポーター）と、地域包括支援センターや認知症の方の受け入れ施設などの受け入れ機関とのコーディネート業務を行っています。認知症の方の支援活動を行うと介護支援ボランティア事業と同様にポイントがたまり、交付金や障害者施設の生產品と交換できます。

施策の方向性

○地域住民どうしの助け合い、支え合っていく仕組みづくりの推進

- 必要な公的サービスの提供体制を整備するだけでなく、制度で提供できないインフォーマルな生活支援サービスを地域住民どうしがお互いに助け合い、支え合っていく仕組みの整備に取り組んでいきます。

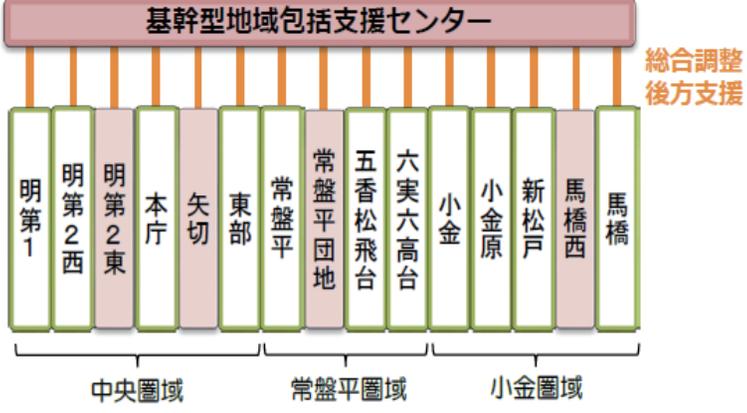
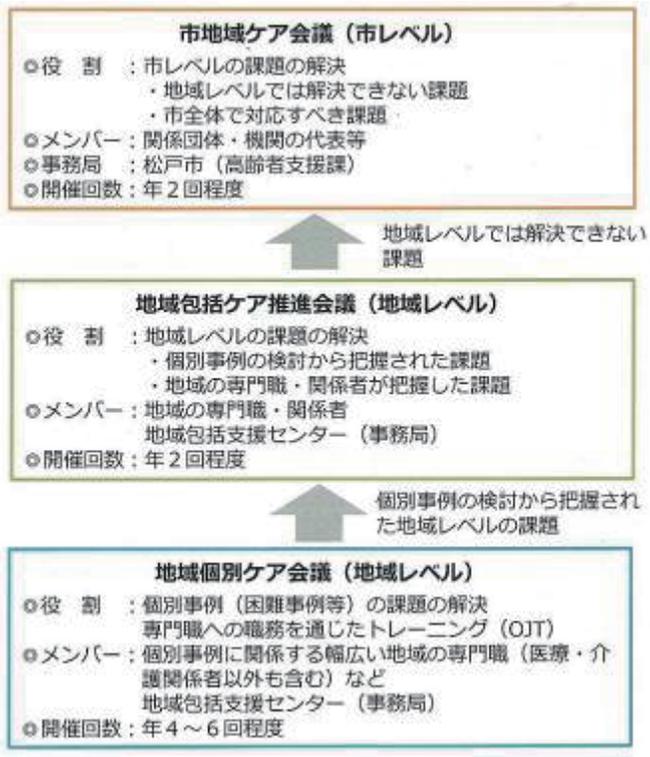
それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの仕組みを理解する ○地域活動やボランティア活動に関心を持ち、自分に役立つ情報を収集する 	<ul style="list-style-type: none"> ○松戸市社会福祉協議会は、生活支援を行う地域の助け合い活動の活発化を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「助け合い活動」を行う団体や市民のために、出前講座や勉強会等を実施する ○地域ケア会議の充実を図る

松戸市の日常生活圏域（地域福祉推進地区）



第4章
安心して暮らせるまちづくり



※ 地域包括ケア推進会議、地域個別ケア会議は、高齢者支援連絡会との連携など、地域の実情に応じて開催。

松戸市地域ケア会議の役割（イメージ図）

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題
9. 生活を守る権利擁護の普及

現状と課題

- 平成 12 年からスタートした介護保険制度を皮切りに、福祉サービスは利用者本人が選び契約に基づいて利用するという仕組みに大きく転換が図られました。
- 「第 7 期松戸市高齢者保健福祉計画・第 6 期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランVまつど)*」策定にあたっての市民アンケート調査(平成 27 年 3 月)では、成年後見制度について約 4 割、また日常生活自立支援事業の認知度が約 3 割と平成 22 年の調査同様低く、市民が安心して暮らせるように今後もさらに周知していくことが求められています。本市では、判断能力の十分でない方に、安心して制度や福祉サービスが受けられるよう、成年後見制度の普及啓発や市長による申し立てを行っています。
- 市社協の相談センターでは、日常生活自立支援事業として、日常生活を送る上で、十分な判断ができない方(認知症高齢者、知的障害*のある人、精神障害のある人等)や、体の自由がきかない方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、日常生活の援助(金銭管理)等を行っています。

第4章

安心して暮らせるまちづくり



知的障害：知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることです。知的機能障害について標準化された知能検査による測定結果において、知能指数がおおむね70までとされています。程度により軽度・中度・重度・最重度と分けられます。

施策の方向性

○成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及・促進

- 成年後見人の担い手となる職能団体や NPO 法人*、日常生活自立支援事業を担う社会福祉協議会と連携を図り、より制度が利用しやすくなるよう申立支援・相談に努めます。
- 家族形態の多様化の中にあって、高齢者や障害のある人が安心して生活できるように当事者への利用周知を強化します。

○任意後見を含めた成年後見制度の活用を普及・促進

- 本市では、判断能力の十分でない認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等にとって、安心した生活が送れるよう、市民への成年後見制度の利用促進や本人または親族による申立の支援を行っています。
- 市民に制度の理解と利用促進を図るため、パンフレットの作成や講演会の開催等普及啓発活動に取り組みます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○制度を知る ○制度の利用を考える 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協は、制度を周知し、日常生活自立支援事業を推進する ○地域（共助）で福祉活動する人は、制度を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用支援事業を実施する ○親族による申立てが難しい場合は、法律に基づき市長による申立てを行う ○制度について周知する

松戸市委託事業（松戸市成年後見制度法人後見支援事業）

平成 28 年度 松戸市 市民後見協力員 養成講座

成年後見制度における法人後見の活動を支援する市民後見協力員の養成講座を開催します。養成講座全日程を終了された方は市に登録をして、松戸市市民後見協力員として法人後見の支援をしていただきます。成年後見制度及び福祉活動に理解と熱意のある人、協力員として活動をご希望する人のご応募をお待ちしています。

- ・市民後見協力員とは ----- 法人後見において、専門職協力員（弁護士、司法書士、社会福祉士など）とペアを組みながらボランティアで活動する市民
- ・法人後見とは ----- 法人が成年後見人として業務を行うこと
- ・成年後見人とは ----- 認知症や障害のため判断能力に欠ける人のために財産管理したり、暮らしを支える人

■基礎研修：H28年 6/23 6/30 7/7 7/9
 ■スキルアップ研修：H26年 7/16 7/21
 ■小 講 文・基礎・スキルアップ研修終了後
 ■実務研修：小講文提出後に随時3回程度
 ■会 場 基礎・スキルアップ研修：松戸市民会館301会議室
 実務研修：随所
 ■定 員：50名（市民後見協力員として活動を希望する方）
 ■参加費用：テキスト代 1,000円
 ■参加対象：松戸市在住の70歳までの方で養成講座全日程に参加可能な方
 ■主催：NPO 法人成年後見センターしぐなるあいず（松戸市より委託）

（詳しくは募集のプログラムをご参照ください）

事務局 NPO 法人成年後見センターしぐなるあいず

★松戸市よりお知らせ★

～高齢者や障害者のための成年後見制度相談会～ 成年後見制度の疑問に お答えします！

成年後見制度とは、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、判断能力が不十分な方の希望や意向に寄り添いながら、金銭管理や契約行為等を支援する制度です。

松戸市では、成年後見制度についての疑問やお困りごと等のご相談を、専門の相談員がお受けしています。ぜひご利用下さい！！

開催日：毎週火曜日と金曜日（祝日の場合は前日）
 ※年末年始除く
 時 間：9時から17時まで
 対象者：高齢者、または障害をお持ちの市民の方
 そのご家族、支援者など
 費 用：無料
 申込み：下記事務局まで、事前にご予約下さい。
 場 所：NPO 法人成年後見センター しぐなるあいず

★松戸駅東口より徒歩5分（松戸市松戸 1292-1
 シティハイツ松戸 101）

【事務局】
 NPO 法人 成年後見センター しぐなるあいず
 電話：047-702-7868
 FAX：047-702-7869
 Eメール：signal-eyes@kwa.biglobe.ne.jp

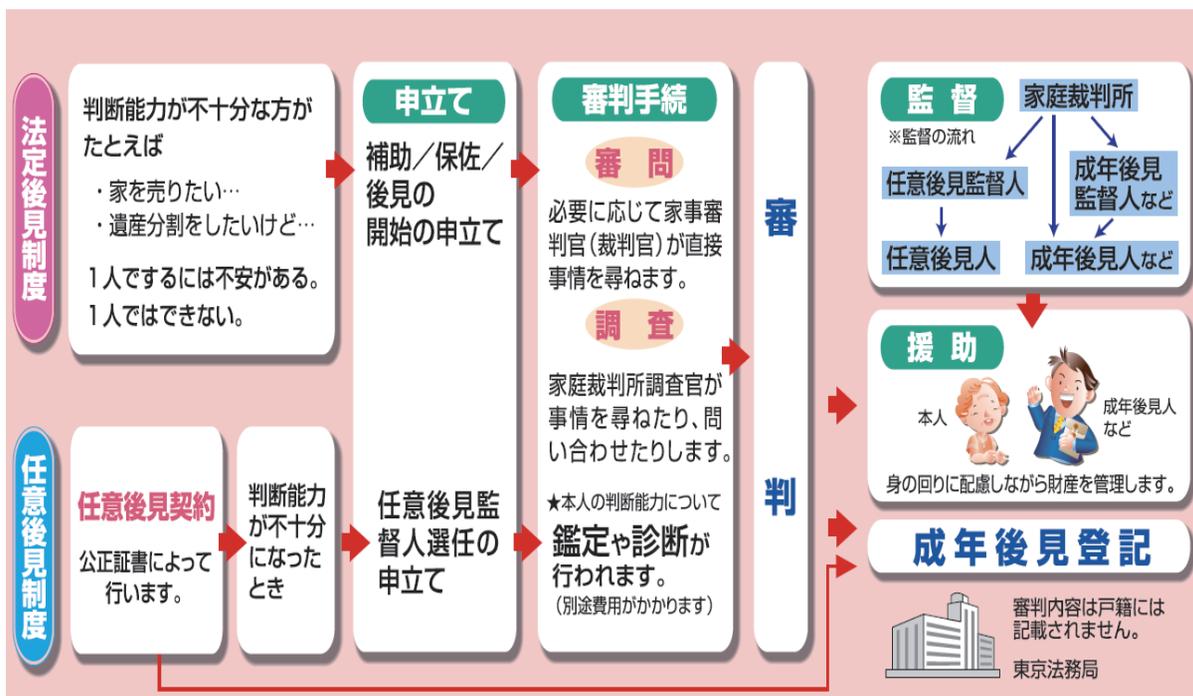
秘密はお守りします。
 ご安心ください！

（成年後見制度相談会開催のちらし）

「成年後見制度」について

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。



※千葉県成年後見支援センターより

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

10. 生活困窮者の自立支援

現状と課題

- 経済的に困窮している人はその背景に失業、疾病、負債、社会的孤立等の様々な問題を抱えています。それらの問題が負の連鎖により深刻化し、自立した生活が困難になる前に、包括的・早期的に支援を行うため、平成27年4月1日、生活困窮者自立支援法が施行されました。本市においても、同日、相談機関として支援の中心となる「松戸市自立相談支援センター」を庁内に設置しました。
- 生活困窮者に対する支援は相談機能だけで達成されるものではなく、本市においては、離職後の就職活動期間中に住居を失う恐れのある人に対する住居確保給付金事業、就労の準備ができていない人に対する就労準備支援事業、家計管理ができていない人に対する家計相談支援事業、住居がない人に対する一時生活支援事業、子どもの学校外の学習にかかる費用を捻出できない人に対する子どもの学習支援事業を実施し、相談者が抱える一つ一つの問題解決につなげています。
- 生活困窮者の抱える問題は多岐にわたるため、問題解決に資する相談やサービスを提供する行政機関・民間機関等が連携する必要があります。また、生活困窮者は社会的孤立や情報格差により支援につながりにくい傾向があり、生活困窮者と接する機会のある各種窓口やライフライン事業者等と連携が必要です。そのため、「松戸市生活困窮者自立支援ネットワーク会議」を開催し、各種連携の推進を図っておりますが、今後更に連携を深めていくことが必要です。
- 生活困窮者自立支援制度は新しい仕組みであり、制度内容がまだ地域・市民に浸透していないと考えられます。支援につながる段階、支援を行う段階、自立する段階すべてにおいて、生活困窮者と地域・市民との関わりは重要であり、今後更なる周知が必要です。
- 生活困窮者が孤立したり、排除されたりすることなく、住みなれた地域の構成員として安心して幸せな生活を送れるよう、包み支え合うこと（ソーシャルインクルージョン）が重要です。

- 企業や家庭において不要になった食品（品質には問題のないもの）を引き取り、必要としている福祉施設や生活困窮者等に無償で提供する「フードバンク」の取り組みが、千葉県内においても始まっています。松戸市社会福祉協議会では、食品寄付の受付、食品配送をきっかけとした生活支援に協力し、フードバンクちばとの連携を図っています。

施策の方向性

○一人ひとりに合わせた支援

- 生活に困っている方は経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭の問題など様々な問題を複合的に抱えています。松戸市自立相談支援センターでは、それらの問題に一人ひとりに合わせた支援計画（プラン）を作成し、関係機関と協力しながら、自立に向けた支援を包括的、早期的に行います。

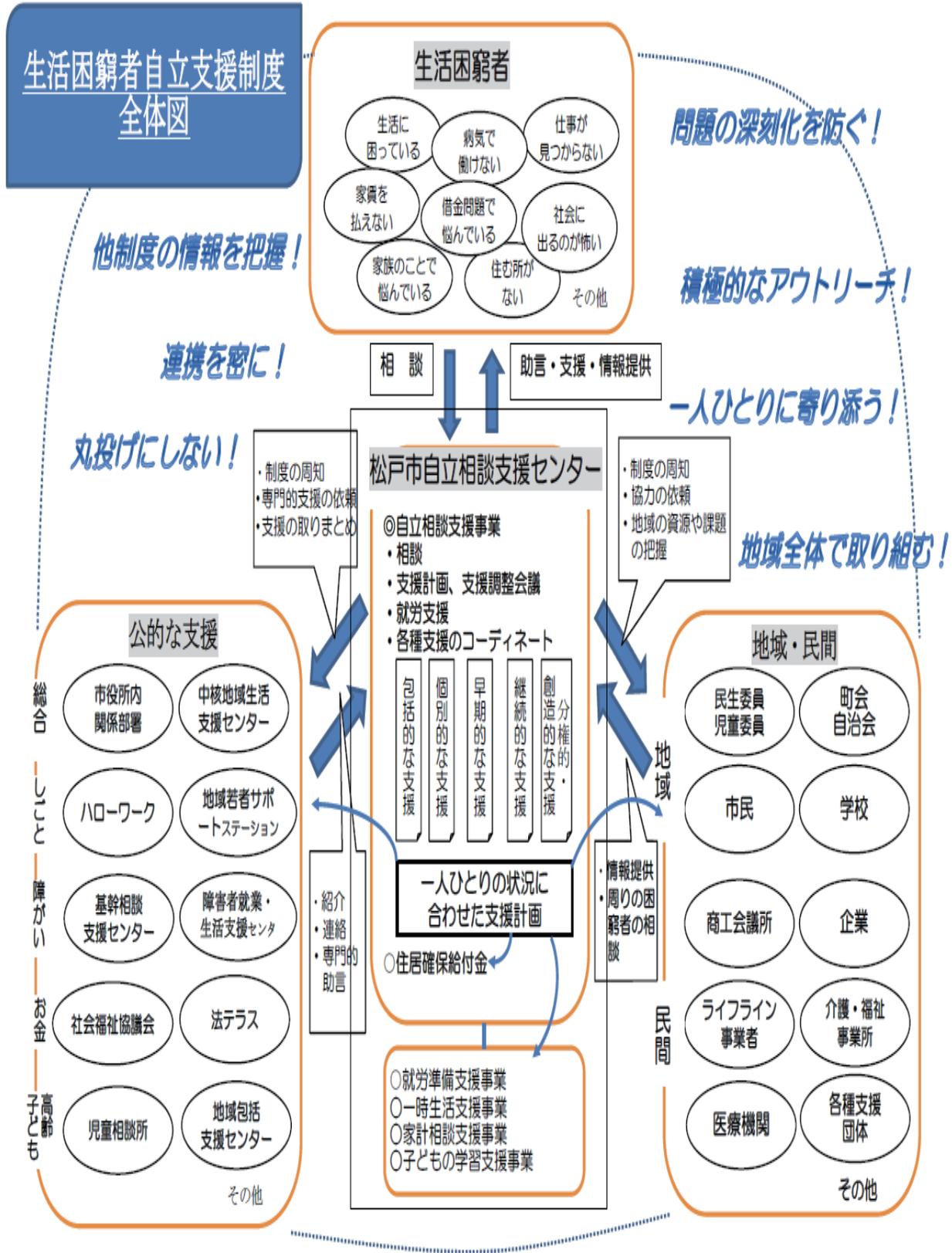
○支援に繋がりやすい体制の構築

- 関係団体と意見交換を行うネットワーク会議や出張相談会、パートナー講座（出前講座）等を行い、市民への制度周知・制度理解を広げると共に関係機関との連携推進を図り、生活に困っている方が支援に繋がりやすい体制を構築します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不安や心配を抱えたら一人で悩まず、深刻化する前に相談する ○ 「松戸市自立相談支援センター」をはじめとして、生活困窮者自立支援制度の存在や役割を知る ○ フードバンクへの食料の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員をはじめ、地域住民等は地域の生活に困っている方に対して、「松戸市自立相談センター」を紹介、案内する 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりに合わせた支援を行い、生活困窮者自立支援制度の更なる充実を図る ○生活困窮者自立支援制度を広く市民に周知すると共に、関係機関との連携推進を図る

.....
 フードバンク：品質に問題がないのに廃棄せざるをえない食品を寄付してもらい、必要としている人に無償で届けるボランティア活動です。



第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

1 1. 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上

現状と課題

- 日本経済が高度経済成長を経て低成長時代に入る頃から、核家族化、高齢化が進展し、社会福祉サービスの提供体制の様々な問題が生じ、保育、介護など福祉サービスの利用者のニーズも多様化する中、必要なときに身近な地域の中で利用者の立場に立った質の高い適切なサービスを選択できる社会福祉改革が次々に行われました。
- 平成 10 年 6 月の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会では、「これからの福祉は、個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい安心のある生活を送ることができるよう支援することにある」として、利用者とサービス供給者との対等な関係の確立、地域における福祉・保健・医療サービスの連携体制の整備、多様な提供主体による福祉サービスへの参入促進、適正な競争を通じた良質なサービスの効率的な提供など改革の方向性を示しました。
- 平成 12 年の社会福祉法改正は、「社会福祉事業の経営者に対し、提供するサービスへの利用者からの苦情の適切な解決」、「また自らが提供するサービスの質を自己評価等の措置を講ずるよう努めなければならない」とするとともに、国に対しては、第三者評価機関の育成等、社会福祉事業の評価の取り組みを支援するよう規定しています。
- 本市は、社会福祉法第 82 条の規定に基づき本市が提供する福祉サービスに係る苦情解決の仕組みを整備することにより、苦情に対する適切な対応を図り、もって福祉サービスの利用者の利益の保護及びその信頼の確保に寄与することを目的に、苦情解決体制として、苦情受付担当者や苦情解決責任者を設置しています。
- 総合的な高齢者の支援を行う地域包括支援センター、24 時間型のサービスが受けられる訪問看護事業所や訪問介護事業所、救急時対応する往診医や特別養護老人ホーム、老人保健施設等の入所施設、障害のある人や高齢者の参加や活動を促進し、介護家族の自己実現を促しています。
- 平成 25 年 4 月から社会福祉法人^{*}の認可や監査等の権限が県から市へ移譲されました。

- 平成 27 年の社会福祉法改正によって、福祉サービスの担い手である社会福祉法人の改革と福祉人材の確保の促進と一体的に行うことにより、福祉サービスの供給体制の確保に取り組むことになりました。

施策の方向性

<p>○ 地域包括ケアシステムを地域住民（市民）・地域も含めた連携体制で推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 予防的な視点に立ち、介護・医療・日常生活支援・住まいが提供されるようマネジメントし、地域住民(市民)・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域包括ケアシステムを推進していきます。
<p>○ 第三者評価の啓発、情報提供等を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 福祉サービス等の質の向上及び利用者の適切なサービス選択を支援するため、福祉サービス第三者評価、介護サービス情報の公表、地域密着型サービス外部評価の取り組みを推進していきます。 ➢ 社会福祉事業者に対して第三者評価を受ける意義や苦情解決体制の啓発や利用促進、また利用者への情報提供などを進めていくことが必要です。
<p>○ 第三者評価システム*・苦情解決制度の取り組みの維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市においても福祉サービス施設を対象として、それに係る苦情解決の仕組みを導入し、適切なサービス利用または提供を支援しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○ 問題点や課題を意見表明する	○ サービス提供者は苦情解決体制をつくる ○ 第三者評価を受ける	○ 苦情解決制度、第三者評価の周知等に努める ○ 千葉県による第三者評価システムの確立

 第三者評価システム：サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度です。

「苦情解決の流れ」について

